

## 韓国における特許審判制度の大変化

崔達龍国際特許法律事務所

弁理士 崔 達龍



崔達龍国際特許法律事務所は1999年に創立された。日本企業の出願等を専門に扱っているため、ホームページ(www.choipat.com)には韓国知財関連法令の和訳を掲載している。崔達龍氏は所長弁理士であり、専門は半導体・電子・通信・機械分野である。

### ■ 概要

韓国特許庁内の特許審判院は、昨年（2020年）から今年にかけて、審判部組織の大改編、オンライン映像審理および電話審理の拡大、民事訴訟法上の「適時提出主義」導入、審判事件の産業財産権紛争調停委員会への回付根拠の備えや、また、最近では拒絶決定不服審判請求で棄却された場合、拒絶決定に含まれない請求項を救済できる「分離出願」という新しい制度を導入する等、特許審判制度において多くの変化があった。

### ■ 特許審判院、審判部の組織を大改編

韓国特許庁内の特許審判院は、2020年7月14日から審判部を従来の11部から36部へと大幅に改編された。

従来、特許審判院の組織は、権利および技術分野別に11部の審判部で編成されており、11名の局長級の審判長と96名の課長級以下の審判官で構成され、審判長1名当たり約9名の審判官の組織であったが、書面審理から口述審理へ拡大された等、審理効率化を上げるために職制改編の必要性が求められていた。

このため、特許審判院では審判長や審判官の増員なく、審判長の資格要件を課長級まで拡大して36部からなる組織へと大幅に改編され、実質的に3人の合議体となった。

このような大幅な組織改編により、審判部の独立性を強化しながら、社会的関心が大きい事件、利害当事者が多い事件、法的技術的の争点が複雑な事件、詳しい技術的な専門性が必要な事件等を適切な審判部へ分担させることができ、審理をより専門的に効率化できるものと思われる。

## ■特許拒絶決定不服審判請求の棄却時、「分離出願」制度の導入

特許拒絶決定不服審判請求が棄却された後、一定の範囲内で拒絶決定に含まれない請求項を分離して出願をすることができるよう「分離出願」という新しい制度を導入する特許法（一部改正）が2021年10月19日に公布され、2022年4月20日から施行される。

この分離出願制度は、分割出願とは異なり、特許拒絶決定不服審判請求で棄却された場合、審判請求の対象となる特許拒絶決定で拒絶されていない請求項のみを新しい特許出願として分離できる制度である。

従来は審判の請求が棄却された場合、請求の範囲に記載された発明のうち登録可能な発明があっても救済できなかったため、出願人は審判請求前に無駄な分割出願をするという不便な点があった。これを補うために、特許拒絶決定に対する審判請求が棄却された後、特許法院に訴訟を提起できる期間内に特許拒絶決定の対象にならなかった請求項に記載された発明を分離して出願できるようにした。この分離出願は、分離出願日から30日以内に出願審査請求をしなければならず、分離出願の範囲に違反した場合は、特許拒絶決定または無効審判の対象となる。

この分離出願は、新しい分離出願、分割出願または実用新案法による変更出願の基礎にはなれない（特許法第52条の2、第59条、第62条、第133条参照）。

## ■特許拒絶決定等に対する審判の請求期間延長

現行の特許拒絶決定等に対する審判の請求期間は特許拒絶決定謄本の送達を受けた日から30日以内であり、この期間が短くて審判請求人が審判準備の期間を確保するため、期間を延長したり、審判を請求した後に請求の理由を補正する等、不必要な手続とそれによる追加費用が発生する問題点があった。これを補うために特許拒絶決定不服審判および再審査の請求期間を現行の30日から3か月に延長する特許法（一部改正）が2021年10月19日に公布され、2022年4月

20日から施行される（特許法第67条の2、第132条の17、第52条、第53条参照）。

### ■特許審判に「専門審理委員」の参与制度を導入

特許紛争の内容が複雑であったり高度化しているため、専門技術分野について審判官の専門性を補う必要があるため、特許審判に専門審理委員が参与できるようにする特許法（一部改正）が2021年4月20日に公布され、2021年10月21日から施行されている（特許法第154条の2参照）。

上記の専門審理委員を審判手続に参与させる場合、審判長は当事者の意見を聞き、各事件ごとに1名以上の専門審理委員を指名するようにする。このような専門審理委員に関しては民事訴訟法（第164条の2第2項から第4項までおよび第164条の3）の規定が準用される。

専門審理委員の除斥および忌避も可能であり、専門審理委員はその職務遂行中に知り得た他人の秘密を漏洩した場合には処罰を受けることになる。

### ■審判手続で民事訴訟法上の「適時提出主義」を導入

審判手続の際に審判長が新しい主張・証拠の提出時期を定め、遅れて提出した証拠等は却下できるよう民事訴訟法第146条、第147条、第149条を準用した「適時提出主義」を導入する特許法（一部改正）が2021年8月17日に公布され、2022年2月18日から施行される（特許法第158条の2参照）。

これまで、審判手続で主張・証拠の提出時期について制限がなかったことによる審理遅延の問題が解消するものと思われる。

### ■審判長、審判事件を「産業財産権紛争調停委員会」に回付可能

審判長は、審判事件を合理的に解決するために必要であると認めれば、当事者の同意を受け該当の審判事件の手続を中止決定として該当事件を産業財産権紛争調停委員会へ回付できるように特許法（一部改正）が2021年8月17日に公布され、2022年2月18日から施行される（特許法第164条の2参照）。

審判長は、調停委員会に回付した場合、該当審判事件の記録を調停委員会に送付する。調停委員会の調停手続が調停不成立で終了した場合、審判長は上記審判事件の中止決定を取り消して審判を再開することになる。調停が成立した場合、該当審判請求は取下げられたものとみなされる。

### ■口述審理、オンライン映像審理・電話審理拡大

新型コロナウイルス感染症の影響により、特許審判院は2020年5月からオンライン映像審理・電話審理を拡大した。過去に大田審判廷とソウル事務所の審判廷を映像で繋げ、映像口述審理をしていたが、これを拡大したものとみられる。さらに、両当事者が同意すれば自宅または事務所からもインターネットに接続し、口述審理を行える制度が2021年8月16日以降に口述審理が開催される事件から導入された。ただし、審判部では映像審判廷外の状況をコントロールすることが難しいため、営業秘密等の露出する恐れがない公開事件に限り開催されている。

特許審判院はインターネットによる口述審理の詳細な利用案内を設けている。また、インターネットの利用が難しい場合には、請求人・被請求人・代理人等が多地点電話接続により争点を審理する「電話審理制度」を導入した。

### ■まとめ

上記のとおり、特許審判院は大幅な組織改編を行い、審理の専門性と公正性を高めている。また、様々な審判制度を改善し審理の品質を向上させ、審判処理期間も短縮させており、今後もどのような変化があるのか期待される。

### ■ソース

- ・韓国特許法
- ・民事訴訟法

(編集協力：日本国際知的財産保護協会)